

商品概要説明書

2026 年 10 月 1 日現在

商 品 名	熊本地震復興応援定期積金	
お 預 け い た だ け る 方	個人(個人事業主の方を含みます。)・法人の方	
取 扱 期 間	2026 年 10 月 1 日(木)～2027 年 3 月 31 日(水) ※取扱期間中であっても、募集総額に達した時点で取扱いを終了いたします。	
募 集 総 額	10億円 募集総額とは当金庫が販売する定期積金の掛込総額(給付補てん金は含みません。)の合計です。	
預 入 期 間	5 年	
対 象 定 期 積 金	スーパー積金	
掛 込 方 法	掛 込 方 法	普通預金からの自動振替とします。
	毎 月 掛 込 金 額	1 万円以上 10 万円以下(千円単位)
	そ の 他	●お一人さま 1 口までとさせていただきます。 ●お預け入れは、当金庫本支店のうちいずれか 1 店舗とします。
払 戻 方 法	満期日以降に一括して給付契約金をお支払いします。	
(給付補てん金) 利 息	適 用 金 利	●固定金利とします。 ●1.50%(税引前)の年利回りを満期日まで適用します。
	計 算 方 法	給付補てん金は付利単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
寄 付 に つ い て	当金庫が販売する「熊本地震復興応援定期積金」の募集総額の 0.25%にあたる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から寄付させていただきます。ご契約者さまには、寄付金のご負担はありません。	
税 金	●個人:2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までにお受取りになる利息には復興所得税が不可され、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税が適用されます。なお、マル優のお取扱いはできません。 ●法人:総合課税が適用されます。	
中 途 解 約 の お 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率とします。 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回りに 60%を乗じた利率とします。(小数点以下第 3 位は切り捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。) ※詳しくは、ホームページ又は窓口で定期積金規定をご確認ください。	
満 期 日 以 降 の 利 息	満期日後に解約する場合は給付契約金(掛込総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。	
そ の 他	払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または、約定年利回り(1 年を 365 日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。	
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利については、当金庫ホームページまたは窓口にてご確認ください。	
苦 情 処 理 措 置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくはお客さま相談窓口(9 時～17 時、電話:0120-260-262)までお申し出ください。	
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。	
そ の 他	●預金保険制度の付保対象商品であり、同保険の範囲内で保護の対象になります。 ●金利情勢により、取扱期間中でも適用金利を変更させていただく場合や、お取り扱いを終了させていただく場合がございます。	